

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事		<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 変更					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		令和 6 年 8 月 29 日					
京都府綾部市城山町7番1		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 三ツ星ベルト技研株式会社 代表取締役 出口 勲 電話番号：0773 - 43 - 3051					
主たる業種	ゴムベルト製造業	細分類番号	1 9 3 1				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	エネルギー消費効率の改善、産業廃棄物の発生の抑制、ISO14001(2015年度版)環境マネジメントシステムの推進により、エネルギー原単位の削減を目指す。						
計画を推進するための体制	センター長をトップとして環境委員会を運営し、排出量削減計画に沿い、毎月の管理を実施する						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2～4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	13,448.5 トン	12,986.0 トン	14,029.5 トン	14,467.7 トン	2.8 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	13,171.0 トン	12,986.0 トン	14,029.5 トン	14,467.7 トン	5.0 パーセント	
目標の根拠	・各生産チラー更新。第2年度第4四半期より、ボイラーの燃転（重油→LNG）することで、排出量削減の見込み。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	工場	事業活動に伴う排出の量 ゴム使用量	4.51	4.34	4.27	4.03	-6.58 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	・第2年度、第3年度、各年新規ライン立上げ及び、既存他ライン生産活動が徐々に増加。 ・第2年度第4四半期よりボイラーの燃転（重油→LNG）することで、原単位改善の見込み。						
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	・C棟RE1号チラー更新。					
	令和6年度	・ボイラー燃転（A重油→LNG）。・D棟精練押し出し3号用チラー更新。					
	令和7年度	・E棟RE2号チラー更新。・D棟精練押し出し2号用チラー更新。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	未実施					
	上記の措置を採用する理由	事業所近隣に、公共交通機関が無いため困難である。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0 トン	0 トン	0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0 トン	0 トン	0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0 トン	0 トン	0 トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	①廃棄物の排出量の把握及び削減(ゼロエミッション) ②事業所内の緑地化整備 ③まちづくり協議会行事等への参画						
特記事項	※代表者の変更。「竹田 和浩」 → 「出口 勲」						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。